

2015年度目録委員会記録 No.4

第4回委員会

日時：2015年7月11日（土）14時～17時

場所：日本図書館協会

出席：渡邊委員長、木下、河野、田代、津田、野美山、平田、古川、村上、横山
<事務局>磯部

[配布資料]

1. 第Ⅲ部アクセス・ポイント ユニット O 場所に対する典拠形アクセス・ポイント（13 ページ-A4、村上委員）
2. 第Ⅱ部 資料に関する記録 ユニット G 出版等に関する記録（48 ページ-A4、横山委員）
3. 第3部 関連 第41章 関連総則（2015.7案）（2 ページ-A4、渡邊委員長）
4. 第Ⅳ部 関連 42章 資料に関する主要な関連（5 ページ-A4、平田委員）
5. 第Ⅳ部 関連 43章 資料間のその他の関連（4 ページ-A4、平田委員）
6. 付録 J（仮） 関連指示子：著作、表現形、体現形、個別資料の間の関連（Word 版）（4 ページ-A4、河野委員）
7. 付録 J（仮） 関連指示子（Excel 版）（13 ページ-A4、河野委員）
8. 第Ⅳ部 D.0～.2 資料と個人・家族・団体との関連（第3次案）（11 ページ-A4、古川委員）
9. 第Ⅳ部 D.3～.4 資料と行為主体との関連（体現形、個別資料）（7 ページ-A4、木下委員）
10. 第3部セクション8 第46章 個人、家族、団体との間の関連（23 ページ-A4、村上委員）
11. 総説に関するメモ（2015.7版）（4 ページ-A4、渡邊委員長）
12. 第1部 0章 総説（2015.7版）（8 ページ-A4、渡邊委員長）
13. セクション1 第1章 属性総則（2015.7版）（27 ページ-A4、渡邊委員長）
14. #5.X.1 表現形（内容の要約）（5 ページ-A4、横山委員）
15. #5 ユニット X.7 表現形（補遺）（5 ページ-A4、野美山委員）
16. #5.X.10 表現形（画面アスペクト比）（2 ページ-A4、村上委員）
17. 第Ⅱ部ユニット K タイトル（下位レベル）（第2次案）（2 ページ-A4、古川委員）
18. 第Ⅱ部ユニット L 責任表示（下位レベル）（第2次案）（1 ページ-A4、古川委員）
19. NDL 条文案へのコメント（4） -第5～28章-（12 ページ-A4、古川委員）
20. 2015年度目録委員会記録（案） No.3（6 ページ-A4、平田委員）

[報告事項ほか]

2015 年度第 3 回目録委員会記録（資料 20）について確認した。

[検討事項]

1. 場所に対する典拠形アクセス・ポイント

資料 1 について、以下のように説明と検討を行った。

- ・上位地名の付加について、国名の付加を本則とし RDA 方式の付加を別法とした。
- ・文型の統一を図る。
- ・「データ作成機関の優先言語」という婉曲な表現ではなく「日本語」として、個人等を原語形とした先行の NDL 条文案とバランスを取るようにする、との意見が出され、今後検討する。
- ・**jurisdiction** の訳語にはなじみの薄い「法域」ではなくほかの語を使用したいが、適切な語が見当たるまでこのままとする。
- ・日本語の地名の優先名称を「漢字仮名まじりの形」とするのは、誤解を与える恐れがある不十分な表現なので再考する。なお、この語はほかの章にも用いられている。
- ・「優先名称の選択」に属する規定と、「記録の方法」に属する規定の切り分けをより明確にするべく吟味する。
- ・**United States** は目録の世界だけの地名であり、**United States of America** とするのが正しいと思われるが、変更は横断的な問題なので今はコメントにとどめる。
- ・「地方自治体」の項目名の下位に「国名」の語を含む項目名が位置する箇所がある。「地方自治体」を別の語に改める。

2. 出版等に関する記録

資料 2 について、以下のように説明と検討を行った。

- ・全体への通則を廃止し各種の表示ごとに通則を設けた。この結果、タイトル等の条文と構成が一致した反面、反復箇所が増えた。また著作権年は単一項目なので規定の構築が難しいが、案のままとする。
- ・複数の出版地（任意省略）について、和漢古書等の場合も「記録しなかった出版地は注記として記録する」の一文は、削除する。
- ・出版年の任意追加について、「情報源に表示されている月日等」とする。
- ・「別法」に続けて「任意追加」を置く形式も認める。
- ・情報源等について、反復を避けて「出版表示に準じて」とすると、今度は条文全体が出版表示に準じるものになってしまう、とのジレンマがある。今のところは反復する。
- ・書写地や書写者は制作～でよいのではないか。

3. 関連全体および資料に関する関連

資料 3～7 について、以下のように説明または検討を行った。

- ・資料 3—今まで「行為主体」と「主題」という語を使用してきたが、資料と個人・家族・団体との関連に関する関連指示子のなかには行為主体と言いかねるものがあるので、RDA に従って「個人・家族・団体」とする。「主題」はこのままとする。
- ・資料 4—注記の性格や位置づけが不明確であり、今回は外してある。コア・エレメントは RDA のとおりにした。また、著作と表現形の関連と、表現形を介さない著作と表現形の関連に関して、排他的に規定した。機能については検討を続ける。
- ・資料 5—「関連に関する説明」や「部編」のような、RDA では著作から個別資料までの個々の章に属し、かつ一部の章にのみ現れる要素が、単一の章にまとめる NCR では位置づけが難しい。なお「関連先情報」は、RDA の「関連する著作」等のことである。
- ・資料 6 と 7—資料間の関連はすべて双方向なので、関連指示子のリストを対比形式とする方向で作成する。
- ・RDA の各関連指示子に対応する日本語の用語を考えるのが難しいが、OPAC 等で表示する際は、関連先情報の前に置き導入句的に用いられる、との想定で、検討を進める。

4. 資料と個人・家族・団体の関連など

資料 8～10 について、以下のように説明または検討を行った。

- ・資料 8 中の関連指示子のリストに、RDA のキャラクター等を作成者とするケースを回避するため、著作の非作成者の関連指示子に「仮託作成者」と「キャラクター」を追加する、という案が出された。RDA と相違するので今後検討する。
- ・RDA に従って、「編纂者 (compiler)」は、データや情報の編集等によって著作を作成する個人・家族・団体、「编者 (editor)」は、著作等の集成によって表現形の出現に寄与する個人・家族・団体、と定義する。
- ・資料と個人・家族・団体との関連の関連指示子において、jurisdiction に対して「法域」という訳語を使用することはできないので、「発布者」とした。
- ・「関連先情報を～典拠形アクセス・ポイントによって記録する場合についてのみ規定する。」という一文は、不要ではないか。
- ・異形アクセス・ポイントを構成する非作成者をコア・エレメントとする、という箇所は不可解である。
- ・資料 9 と資料 10 については、関連の双方向性などを考慮しながら作業を続ける。

5. 総説など

資料 11～13 および 15 について、以下のように説明および検討を行った。

- ・「序文」「総説」「属性総則」「通則 (表現形)」のそれぞれに含める内容の切り分けについて、改めて検討した。
- ・序文については 1987 年版「序説」の「NCR 制定の経緯」をベースとして、改訂の考え

方を説明する内容とし、構成や用語には触れないこととする。属性総則に変化と複製は含めない。

- 書誌階層については、「固有のタイトル」の概念を復活させ、これまでの基礎書誌レベルの考え方とほぼ同じにする。「書誌レベル」や「基礎書誌レベル」と「書誌」を冠したが、「書誌単位」の語は用いなかった。
- 書誌単位の語を用いないことに同意するとの発言があった。
- **sound** の訳語は「音」で良いかほかの訳語がないか、検討を続ける。

10月の委員会の予定

10月17日（土）

以上